

女性に対する性的搾取の防止に関する法律案要綱

(目的)

1 条 この法律は、女性に対する性的搾取を防止するため、性的搾取につながるおそれのある行為の禁止、関係する事業者に対する規制その他の措置を講ずるとともに、性的搾取を受けるおそれのある女性に契約の解除その他の権利を認めることなどにより、女性に対する性的搾取の根絶を図ることを目的とする。

2 条 何人も女性に対する性的搾取をしてはならない。

2 この法律で女性に対する性的搾取とは次のものをいう。

(1)女性を性的な役務に従事させるため売り渡し、又は買い受ける行為

(2)女性をその意に反して売春その他の性的なサービスを提供する業務(以下「性サービス業務」という)、性的なビデオ、写真集に出演する業務(以下「ポルノビデオ出演業務」という)に就労させ、収益を得る行為

(3) 女性を威迫し、困惑させ、又は虚偽の事項を告げ、あるいは重要な事項を告げず、若しくは、未成年、社会的経験が乏しいことその他の事情により業務の実情を知らないことに乗じて、性サービス業務、ポルノビデオ出演業務に就労させ、収益を得る行為

(4) 女性に不当に多額の債務を負担させた上その債務を弁済させるため、又は他人の負う債務を女性に弁済させるため、性サービス業務、ポルノビデオ出演業務に就労させ、収益を得る行為

(5)違法または不当な手段で女性が被写体とされた性的なビデオ、写真集を販売し、収益を得る行為

(就労させるに際しての禁止行為)

3 条 何人も、女性を性サービス業務又はポルノビデオ出演業務に就くよう求め、勧誘するに際し、威迫し、困惑させ、虚偽の事項を告げ、重要な事項を告げず、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。

1 不当に多額の飲食代金等の債務を女性に負わせた上その弁済のため、女性に性サービス業務又はポルノビデオ出演業務に就労するよう求め、勧誘すること

2 不当に多額の債務を返済するまでは、就労を継続することを求め、あるいは承諾させること

3 自己または第三者の債務(そもそも債務が存在しない場合を含む)を女性に弁済することを承諾させ、その弁済のため女性に性サービス業務又はポルノビデオ出演業務に就労するよう求め、勧誘すること

4 女性が就労を拒否した後において、就労するよう求め、勧誘を続けること

5 女性がその住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもか

かわらず、それらの場所から退去しないこと

6 女性が勧誘等を受けている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該女性を退去させないこと

7 女性の依頼を受けた弁護士から今後の対応は弁護士が行う旨の通知がなされた場合において、さらに女性に対して勧誘等を行うこと

(契約解除された場合の禁止行為)

4 条 何人も、性サービス業務又はポルノビデオ出演業務に就労している女性から、就労契約の解除、就労の継続の拒否(以下「契約解除」という)を求められた場合には、威迫し、困惑させ、虚偽の事項を告げ、重要な事項を告げず、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

1 契約解除をした場合には、契約解除の場合に通常生ずるものとして政令で定める金額を超える額の損害賠償、違約金を支払うよう要求し、又は支払わなければならない旨を告げること。【(案)政令で5万円と定める】

2 女性が契約解除を申し入れたにもかかわらず、契約解除の撤回のため粗野な言動を行うこと

3 女性はその住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと

4 女性が勧誘等を受けている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該女性を退去させないこと

5 女性の依頼を受けた弁護士から今後の対応は弁護士が行う旨の通知がなされた場合において、さらに女性に対して契約解除の撤回を求めること

(解除)

5 条 ポルノビデオ出演業務に従事する女性は、締結された契約内容のいかんにかかわらず、いつでも契約解除をすることができる。

2 女性が契約解除した場合に、ポルノビデオ制作業者その他の者は、女性に対して、名目のいかんを問わず損害賠償、違約金その他の金員の支払いを第4条第1号に規定する政令で定める額を超えて請求することができない。

(業としてポルノビデオを制作する者の届け出義務等)

5 条 業としてポルノビデオ(性交又は性交類似行為を描写した映像が主たる内容のものに限る)を制作する者(以下「ポルノビデオ制作業者」という。)は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に代表者の氏名、事務所の所在地その他の規則で定める事項を届け出なければならない。

2 ポルノビデオ制作業者は、ポルノビデオに未成年者を出演させてはならない。女性を出演

させようとする場合には、制作前に、女性に対し、撮影するビデオの内容に性交又は性交類似行為が含まれる場合はその旨及び相手となる男性の人数、暴行行為が含まれる場合にはその旨、撮影のために拘束される時間、報酬その他の規則で定める事項を説明し、これらを記載した書面を交付しなければならない。

3 ポルノビデオ制作者は、女性をポルノビデオに出演させる場合には、事前に契約を締結し、契約書を交付しなければならない。契約書には前項に定める事項のほか、出演者はいつでも契約を解除できること、解除に際して政令で定める額を超える損害賠償の定めは無効であることその他の規則で定める事項を記載しなければならない。

4 ポルノビデオ制作者は、第2項、第3項の書面を5年間保管しなければならない。

5 ポルノビデオ制作者は、本法律その他の法律に違反して、又は不当な手段で女性をポルノビデオに出演させた場合には、女性から求めがあった場合には、当該ポルノビデオ等の販売を中止し、回収しなければならない。

(女性の顧客を男性従業員が接待する形態の飲食店営業の遵守事項)

6 条 女性の顧客を男性従業員が接待する形態の飲食店営業(以下「ホストクラブ営業」という)を営む者は、未成年あるいは保有する財産、収入等から支払いが困難と認められる女性の顧客に対して、たとえ顧客から申し込みがあった場合でも、飲食代金が1日当たり不相当に多額なものとして政令で定める額を超えて、飲食その他のサービスを提供してはならない。【(案)政令で1万円と定める】

2 ホストクラブ営業を営む者は、前項の規定に反して政令で定める額を超えてサービスを提供した場合には、その額を超えて顧客に支払いを請求することはできない。また、他に債権を譲渡することはできない。

(立入り調査・営業停止)

7 条 都道府県公安委員会は、この法律の施行のために必要があるときは、第5条、第6条に規定する事業を営む者の事務所に立ち入り、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 都道府県公安委員会は、第5条、第6条に規定する事業を営む者が、この法律その他の法律に違反した場合には、業務の改善又は営業の停止を命ずることができる。

(罰則)

8 条 第3条、第4条の規定に違反した者は、懲役3年以下の罰則に処する。

2 第5条各項の規定に違反した者は、懲役1年以下の罰則に処する。

○関係法令・条項

[性的搾取の防止関係]

風俗営業等規制法 18 条の 2

刑法 226 条の 2(人身売買)

[民事上の問題であっても当事者間に力関係の差が顕著で、強者への規制、弱者の保護が図られているもの]

- ・事業者の情報提供義務 消費者契約法 3 条
- ・重要事項の説明 宅地建物取引業法 35 条
- ・契約締結前の書面の交付 金融商品取引法 37 の 3、特定商取引法 4 条
- ・威迫、困惑させる行為、粗野な言動の禁止、困惑させた場合(退去しない、退去させないなど)の取り消し権等

貸金業法 21 条、暴対法 9 条 7 号、消費者契約法 4 条 3 項、特定商取引法 21 条 3 項、割賦販売法 35 条の 3 の 10

- ・損害賠償額を予定する条項の無効 消費者契約法 9 条、割賦販売法 35 条の 3 の 10

特定商取引法 9 条、24 条、48 条、58 条

- ・解除の場合の損害賠償額の制限

金融商品取引法 37 条の 6(解除された場合内閣府令で定める額を超えて損賠請求不可)

宅地建物取引業法 39 条(手付の額の制限等)

積立式宅地建物販売業法 35 条(契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)

割賦販売法 6 条、特定商取引法 10 条、25 条、58 条の 3

- ・ぼったくりの禁止

都道府県ぼったくり防止条例

○参考判例

先般の契約解除を認めた判例